## 総合評価方式による入札の再開等について

## 1. 総合評価方式による入札の再開について

市では、平成19年度から平成22年度まで試行として実施していた総合評価方式による入札について、 東日本大震災の発災により、これまで休止しておりましたが、平成30年度に試行再開を決定しました。

試行再開にあたり大幅に制度の見直しを行い、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の工事成績や施工実績など定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式である「特別簡易型」を採用することとし、令和元年度より市が発注する建設工事に適用します。

対象工事は、設計金額 3,500 万円以上の建築一式以外の建設工事又は設計金額 7,000 万円以上の建築一式工事のうち、入札価格及び価格以外の要素を総合的に評価することが妥当と認められる工事です。

総合評価方式による入札を実施する場合は、その旨を入札公告又は指名通知でお知らせします。

実施に関する規定や落札者決定基準については、各種要綱等にあるファイルを御覧ください。

## 2. 低入札価格調査制度の導入について

「平成31年度岩沼市の入札・契約制度について」にも記載のとおり、公共工事の入札においては、工事の品質確保と工事の担い手の中長期的な育成・確保を図るため、ダンピング防止が発注者の責務とされていることから、低入札価格調査制度を新たに導入します。

低入札価格調査制度とは、案件ごとに公表された算定式で計算された調査基準価格を下回る価格での入札については、履行の可否の調査を行い、仕様に適合した履行ができないおそれがあると認める場合は、当該入札者を落札者としない制度です。

履行できると認める場合においても、原則として契約保証金は10分の3以上となる等、通常の契約と異なることがあります。

対象工事は、総合評価方式による入札及び設計金額が 5,000 万円以上の入札のうち市が指定する工事です。

低入札価格調査制度を適用する入札を実施する場合は、その旨を入札公告又は指名通知でお知らせします。また、入札の結果、低入札価格調査の対象となった入札者には、調査事項に関する書類の提出を求めます。

実施に関する規定については、各種要綱等にあるファイルを御覧ください。

【問い合わせ先】

岩沼市総務部総務課総務係

電話:0223-22-1111 (内線508)